



# 山形県公報

令和4年3月31日(木)

号 外 (5)

## 目 次

### 条 例

○山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

### この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第18号) (税政課)

#### 1 法人の事業税

- (1) ガス供給業のうち、ガス事業法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業(以下「導管ガス供給業」という。)並びに同法に規定するガス製造事業者(同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。以下「特定ガス供給業」という。)以外のものについて、資本金1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課することとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第49条第1項第1号及び第2号関係)
- (2) ガス供給業のうち、特定ガス供給業について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第49条第1項第4号関係)
- (3) 山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の所得割の税率を100分の1とすることとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第54条第1項第1号ハ及び第5項関係)
- (4) 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とすることとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第54条第4項関係)
  - イ 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
  - ハ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

#### 2 不動産取得税

- (1) 住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとした。(改正条例第1条の規定による改正後の第70条の2第5項及び第77条第6項関係)
- (2) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び附則第13条の9第1項関係)
  - イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置

- ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
  - ハ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

# 条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県条例第18号

### 山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「第53条第64項」を「第53条第66項」に改める。

第49条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号ロ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という）に、「保険業及び」を「保険業並びに」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第54条第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第49条の2第6項の表中「及び第4項第1号」及び「及び第4項第3号」を削り、

第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	を
---------	-----	--	---

第54条第5項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	に改める。
第54条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）	

第54条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ハ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」を「もの（第49条第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第

3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第70条の2中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第77条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

附則第13条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第13条の8及び附則第13条の9第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第14条の4第4項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例の一部改正)

第2条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第49条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号ロ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という）に、「保険業及び」を「保険業並びに」に改め、同項第3号中「及び同法」を「、同法」に、「発電事業等」を「発電事業等」という。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第54条第4項において「特定ガス供給業」という。）収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第49条の2第6項の表中「及び第4項第1号」及び「及び第4項第3号」を削り、

第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	を
---------	-----	--	---

第54条第5項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第54条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

に改める。

第54条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ハ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」を「もの（第49条第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

附則第13条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例（以下「新令和2年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新令和2年改正前条例第49条第1項第3号並びに第54条第2項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和4年3月31日印刷 発行所 山形県庁  
令和4年3月31日発行 発行人 山形県